職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案

(失業者の退職手当)

第13条 〔略〕

2~4 [略]

- 5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) [略]
 - (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤務期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けるこ

現 行

〔同左〕

第13条 〔略〕

2~4 [略]

- 5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) [略]
 - (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤務期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けない

とができる高年齢求職者給付金の額に相当 する金額を、退職手当として、同法の規定 による高年齢求職者給付金の支給の条件に 従い支給する。

7 〔略〕

8 第1項、第3項及び第5項から前項まで に定めるもののほか、第1項又は第3項の 規定による退職手当の支給を受けることが できる者で次の各号の規定に該当するもの に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金 額を、退職手当として、雇用保険法の規定 による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、 就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u> の支給の条件に従い支給する。

(1)~(5) 【略】

- (6) 水職活動に伴い雇用保険法第59条第 1項各号のいずれかに該当する行為をす る者 同条第2項に規定する求職活動支 援費の額に相当する金額
- 9 前項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。
- 10 第8項第3号に掲げる退職手当は、所 定給付日数から待期日数及び第1項又は第 3項の規定による退職手当の支給を受けた 日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 11 第8項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、当該支給があった金額の相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給 | 11

ときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 〔略〕

8 第1項、第3項及び第5項から前項まで に定めるもののほか、第1項又は第3項の 規定による退職手当の支給を受けることが できる者で次の各号の規定に該当するもの に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金 額を、退職手当として、雇用保険法の規定 による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、 就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u> の支給の条件に従い支給する。

(1)~(5) 【略】

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の 地域にわたる求職活動をする者 雇用保 険法第59条第2項に規定する広域求職 活動費の額に相当する金額

〔新設〕

- 9 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 10 [同左]

11 〔同左〕

があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

- (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号 イに該当する者に係る就業促進手当に相 当する退職手当 当該退職手当の支給を 受けた日数に相当する日数
- (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号 口に該当する者に係る就業促進手当に相 当する退職手当 当該就業促進手当につ いて同条第5項の規定により基本手当を 支給したものとみなされる日数に相当す る日数
- 13 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項及び第5項から<u>第9項</u>までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。 14 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。
- 12 偽りその他不正の行為によって第1項、 第3項及び第5項から<u>第8項</u>までの規定に よる退職手当の支給を受けた者がある場合 には、雇用保険法第10条の4の例による。 13 〔同左〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第13条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第11条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日の属する月

から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、零))」とする。

- 3 新条例第13条第8項(第6号に係る部分に限り、同条第9項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下この項及び第5項において「旧条例」という。)第13条第8項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第9項において準用する同条第8項(第4号に係る部分に限る。) の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第 13条第8項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、 なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する職員の退職手当に関する条例第13条第8項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

雇用保険法の一部改正(抄)

改 正 後

(高年齢被保険者)

第37条の2 <u>65歳以上の被保険者</u>(第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「<u>高年齢被保険者</u>」という。)が失業した場合には、この節の定めるところにより、高年齢求職者給付金を支給する。

改 正 前

(高年齢継続被保険者)

第37条の2 <u>被保険者であつて、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されているもの</u>(第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「<u>高年齢継続費保険者</u>」という。)が失業した場合には、この節の定

2 高年齢被保険者に関しては、前節(第1 4条を除く。)、次節及び第4節の規定は、 適用しない。

(高年齡求職者給付金)

第37条の4 高年齢求職者給付金の額は、 高年齢受給資格者を第15条第1項に規定 する受給資格者とみなして第16条から第 18条まで(第17条第4項第2号を除 く。)の規定を適用した場合にその者に支 給されることとなる基本手当の日額に、次 の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、 当該各号に定める日数(第5項の認定があ つた日から同項の規定による期間の最後の 日までの日数が当該各号に定める日数に満 たない場合には、当該認定のあつた日から 当該最後の日までの日数に相当する日数) を乗じて得た額とする。

(1) • (2) 〔略〕

2 [略]

3 第1項の算定基礎期間は、当該高年齢受 給資格者を第15条第1項に規定する受給 資格者と、当該高年齢受給資格に係る離職 の日を第20条第1項第1号に規定する基 準日とみなして第22条第3項及び第4項 の規定を適用した場合に算定されることと なる期間に相当する期間とする。

- 4 前項に規定する場合における第22条第 3項の規定の適用については、同項第2号 中「又は特例一時金」とあるのは「、高年 齢求職者給付金又は特例一時金」と、「又 <u>は第39条第2項」とあるのは「、第37</u> 条の3第2項に規定する高年齢受給資格又 は第39条第2項」とする。
- 5 高年齢求職者給付金の支給を受けようと 4 〔同左〕 する高年齢受給資格者は、離職の日の翌日

めるところにより、高年齢求職者給付金を 支給する。

2 高年齢継続被保険者に関しては、前節 (第14条を除く。)、次節及び第4節の 規定は、適用しない。

[同左]

第37条の4 高年齢求職者給付金の額は、 高年齢受給資格者を第15条第1項に規定 する受給資格者とみなして第16条から第 18条まで(第17条第4項第2号を除 く。)の規定を適用した場合にその者に支 給されることとなる基本手当の日額に、次 の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、 当該各号に定める日数(第4項の認定があ つた日から同項の規定による期間の最後の 日までの日数が当該各号に定める日数に満 たない場合には、当該認定のあつた日から 当該最後の日までの日数に相当する日数) を乗じて得た額とする。

(1) • (2) 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の算定基礎期間は、当該高年齢受 給資格者を第15条第1項に規定する受給 資格者と、当該高年齢受給資格に係る離職 の日を第20条第1項第1号に規定する基 準日とみなして第22条第3項及び第4項 の規定を適用した場合に算定されることと なる期間に相当する期間とする。この場合 において、同条第3項に規定する基準日ま で引き続いて同一の事業主の適用事業に雇 用された期間のうち65歳に達した日以後 の期間については、当該期間に10分の1 0を限度として厚生労働省令で定める率を 乗じて得た期間をもつて当該期間とする。

〔新設〕

から起算して1年を経過する日までに、厚 生労働省令で定めるところにより、公共職 業安定所に出頭し、求職の申込みをした 上、失業していることについての認定を受 けなければならない。

6 第21条、第31条第1項、第32条、 第33条第1項及び第2項並びに第34条 第1項から第3項までの規定は、高年齢求 職者給付金について準用する。この場合に おいて、これらの規定中「受給資格者」と あるのは「高年齢受給資格者」と、「受給 資格」とあるのは「高年齢受給資格」と、 第31条第1項中「失業の認定を受けるこ とができなかつた期間」とあるのは「第3 7条の4第5項の認定を受けることができ なかつた場合における当該高年齢受給資格 者」と、「失業の認定を受けなければなら ない」とあるのは「同項の認定を受けなけ ればならない」と、第33条第1項中「第 21条の規定による期間」とあるのは「第 37条の4第6項において準用する第21 条の規定による期間」と読み替えるものと する。

<u>(求職活動支援費)</u>

- 第59条 <u>求職活動支援費は、受給資格者等が求職活動に伴い次の各号のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従</u>つて必要があると認めたときに、支給する。
 - (1) 公共職業安定所の紹介による広範囲の 地域にわたる求職活動
 - (2) 公共職業安定所の職業指導に従って行 う職業に関する教育訓練の受講その他の 活動
 - (3) <u>求職活動を容易にするための役務の利</u> <u>用</u>
- 2 <u>求職活動支援費</u>の額は、<u>前項各号の行為</u> に通常要する費用を考慮して、厚生労働省 令で定める。

5 第21条、第31条第1項、第32条、 第33条第1項及び第2項並びに第34条 第1項の規定は、高年齢求職者給付金につ いて準用する。この場合において、これら の規定中「受給資格者」とあるのは「高年 齢受給資格者」と、「受給資格」とあるの は「高年齢受給資格」と、第31条第1項 中「失業の認定を受けることができなかつ た期間」とあるのは「第37条の4第4項 の認定を受けることができなかつた場合に おける当該高年齢受給資格者」と、「失業 の認定を受けなければならない」とあるの は「同項の認定を受けなければならない」 と、第33条第1項中「第21条の規定に よる期間」とあるのは「第37条の4第5 項において準用する第21条の規定による 期間」と読み替えるものとする。

(広域求職活動費)

第59条 <u>広域求職活動費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。</u>

2 <u>広域求職活動費</u>の額は、<u>前項の求職活動</u> に通常要する費用を考慮して、厚生労働省 令で定める。